

2企広第 4 号  
令和3年3月4日

名古屋市長 河村 たかし 様

公立大学法人名古屋市立大学  
理事長 郡 健二郎



公立大学法人名古屋市立大学第三期中期計画の変更に関する申請

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項後段の規定に基づき、  
公立大学法人名古屋市立大学第三期中期計画の変更の認可を受けたいので、申請します。

公立大学法人名古屋市立大学  
事務局企画広報課 森、早川  
電話 853-8806



## 公立大学法人名古屋市立大学第三期中期計画の変更について

### 1 変更しようとする事項

現 行	変 更 案				
<p>1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 第5 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 医療を取り巻く環境の変化を見据え、体制及び病院設備・医療機器等の整備を行い、高度急性期病院・特定機能病院としての役割を果たす。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">30年度～</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施	<p>1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 第5 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 市立大学病院、東部・西部医療センターの附属病院群が一体となり、3病院あわせて約1,800床の病床を活用し、名古屋都市圏の医療提供体制のさらなる充実を図り、効率的で質の高い医療を提供する。医療を取り巻く環境の変化を見据え、体制及び病院設備・医療機器等の整備を行い、市立大学病院は高度急性期病院・特定機能病院としての役割を果たし、東部・西部医療センターについては、それぞれの特長を活かしたより高度な医療を提供するとともに、地域医療支援病院としての役割を果たす。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">30年度～</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施
30年度～					
実 施					
30年度～					
実 施					
<p>2 安全で最高水準の開かれた医療を提供するため、医療安全管理体制を強化し、さらなる医療の質の向上に向けて取り組む。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">30年度～</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施	<p>2 東部医療センターにおいて、感染症指定医療機関としての機能を果たす。また、西部医療センターにおいて、体に優しいがん治療の実現に向けて、通院治療も可能なクオリティオブライフに優れた陽子線治療を提供し、陽子線治療と抗がん剤や手術など様々な治療法を組み合わせた効果的ながん治療に取り組みむ。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">令和3年度～</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">実 施</td></tr> </table>	令和3年度～	実 施
30年度～					
実 施					
令和3年度～					
実 施					
<p>2 安全で最高水準の開かれた医療を提供するため、医療安全管理体制を強化し、さらなる医療の質の向上に向けて取り組む。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">30年度～</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施	<p>3 安全で最高水準の開かれた医療を提供するため、医療安全管理体制を強化し、さらなる医療の質の向上に向けて取り組む。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">30年度～</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施
30年度～					
実 施					
30年度～					
実 施					

<p>3 学際的な連携のもと地域の研究中核拠点として医薬品・医療機器・医療技術等の新たな医療を創出するため、先進医療及び治験などの臨床研究を推進する。</p>	<p>4 学際的な連携のもと地域の研究中核拠点として、医薬品・医療機器・医療技術等の新たな医療を創出するため、先進医療及び治験などの臨床研究を推進する。</p>
<p>4 企業や行政等と連携し研究成果を国内外へ発信するとともに、その研究に基づき高度先進的な医療を提供していく。</p>	<p>5 企業や行政等と連携し研究成果を国内外へ発信するとともに、その研究に基づき高度先進的な医療を提供していく。</p>
<p>5 来日外国人の増加が今後も予想されることから、国際的な医療水準を確保し外国人患者の受入れに対応するため、第三者機関の認証を取得するなど、医療の国際化を推進する。</p>	<p>6 来日外国人の増加が今後も予想されることから、国際的な医療水準を確保し外国人患者の受入れに対応するため、第三者機関の認証を取得するなど、医療の国際化を推進する。</p>
<p>6 今後とも増加が予想される救急患者の生命を守り、また南海トラフ巨大地震の際にも津波被害を免れる市域南端の災害拠点病院としての役割を果たすとともに、教育機関として地域の救急医療を担う人材を育成するため、救急医療及び災害医療に係る体制並びに施設・設備の強化を図る。</p>	<p>7 今後とも増加が予想される救急患者の生命を守り、また南海トラフ巨大地震の際にも津波被害を免れる災害拠点病院としての役割を果たすとともに、教育機関として地域の救急医療を担う人材を育成するため、救急医療及び災害医療に係る体制並びに施設・設備の強化を図る。</p>
<p>7 地域包括ケアシステムの構築に寄与するため、在宅医療・介護連携ネットワークの積極的な活用等を通じて地域の医療機関・介護施設との連携を一層推進するとともに、人材育成や多職種連携に取り組む。</p>	<p>8 地域包括ケアシステムの構築に寄与するため、在宅医療・介護連携ネットワークの積極的な活用等を通じて地域の医療機関・介護施設との連携を一層推進するとともに、人材育成や多職種連携に取り組む。</p>

<p>8 東部・西部医療センターを始めとする名古屋市の医療機関との協働により、優れた医療人を育成するなど、名古屋市の医療提供体制のさらなる充実を図り、効率的で質の高い医療を提供する。</p> <p>9 臨床研修医を始め、専門医に至るまでの人材育成体制を強化し、総合的な医療から高度専門医療まで幅広く対応できる技術・見識と高い倫理観を有する医師を育成するとともに、看護師や薬剤師等についても臨床教育を充実することにより、優れた医療人を育成する。</p> <p>10 人員・設備・資金の経営資源を効率的・効果的に活用し収益の向上を図るとともに、外部環境の変化に対応するため低コストで最大の効果を上げる経営改革を推進する。</p> <p>11 健全で安定的な経営に資するため、病院経営に見識のある外部の方を含めた新たな会議を立ち上げ、診療収入の確保及び経費の節減策など病院の経営改善をより一層推進する。</p>	<p>(削除)</p> <p>9 臨床研修医を始め、専門医に至るまでの人材育成体制を強化し、総合的な医療から高度専門医療まで幅広く対応できる技術・見識と高い倫理観を有する医師を育成するとともに、看護師や薬剤師等についても臨床教育を充実することにより、優れた医療人を育成する。</p> <p>10 人員・設備・資金の経営資源を効率的・効果的に活用し収益の向上を図るとともに、外部環境の変化に対応するため低コストで最大の効果を上げる経営改革を推進する。</p> <p>11 健全で安定的な経営に資するため、病院経営に見識のある外部の方を含めた新たな会議を立ち上げ、診療収入の確保及び経費の節減策など病院の経営改善をより一層推進する。</p>				
<table border="1"> <tr><td>30年度～</td></tr> <tr><td>実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施	<table border="1"> <tr><td>30年度～</td></tr> <tr><td>実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施
30年度～					
実 施					
30年度～					
実 施					
<table border="1"> <tr><td>30年度～</td></tr> <tr><td>実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施	<table border="1"> <tr><td>30年度～</td></tr> <tr><td>実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施
30年度～					
実 施					
30年度～					
実 施					
<table border="1"> <tr><td>30年度～</td></tr> <tr><td>実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施	<table border="1"> <tr><td>30年度～</td></tr> <tr><td>実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施
30年度～					
実 施					
30年度～					
実 施					
<table border="1"> <tr><td>30年度～</td></tr> <tr><td>実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施	<table border="1"> <tr><td>30年度～</td></tr> <tr><td>実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施
30年度～					
実 施					
30年度～					
実 施					
<table border="1"> <tr><td>30年度～</td></tr> <tr><td>実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施	<table border="1"> <tr><td>30年度～</td></tr> <tr><td>実 施</td></tr> </table>	30年度～	実 施
30年度～					
実 施					
30年度～					
実 施					

《数値目標》		35年度	【参考】現状値
[23]	地域医療機関からの紹介患者数	23,500人	20,409人 (28年度)
[24]	新入院患者数	20,400人	18,262人 (28年度)
[25]	医薬材料費比率 (医薬材料費(税抜)/診療収入)	37%以内 (30～35年度の 6年平均)	37.7% (28年度)

《数値目標》		令和5年度	【参考】現状値
[23]	地域医療機関からの紹介患者数	23,500人	20,409人 (28年度)
	市立大学病院	17,500人	15,648人 (28年度)
	東部医療センター 西部医療センター	17,600人	15,952人 (28年度)
[24]	新入院患者数	20,400人	18,262人 (28年度)
	市立大学病院	11,500人	10,570人 (28年度)
	東部医療センター 西部医療センター	14,500人	12,903人 (28年度)
[25]	医薬材料費比率 (医薬材料費(税抜)/診療収入)	37.0%以内 (30～令和5年度の 6年平均)	37.7% (28年度)
	市立大学病院	28.6%以内 (令和3～5年度の 3年平均)	27.3% (28年度)
	東部医療センター 西部医療センター	29.7%以内 (令和3～5年度の 3年平均)	23.1% (28年度)

[26]	臨床研究(介入研究※)の新規実施件数 ※患者に研究を目的とした検査や治療、ケアなどを受けていただき、その効果や影響を評価する研究	35年度 74件 (33～35年度の 3年平均)	【参考】 現状値 62件 (26～28年度の 3年平均)

[26]	臨床研究(介入研究※)の新規実施件数 ※患者に研究を目的とした検査や治療、ケアなどを受けていただき、その効果や影響を評価する研究	令和5年度 74件 (令和3～5年度の 3年平均)	【参考】 現状値 62件 (26～28年度の 3年平均)	
		市立大学病院		
		東部医療センター	5件 (令和3～5年度の 3年平均)	1件 (26～28年度の 3年平均)
		西部医療センター	5件 (令和3～5年度の 3年平均)	

VI 予算、収支計画及び資金計画		VI 予算、収支計画及び資金計画	
1 予算		1 予算	
平成30年度～平成35年度 予算		平成30年度～ <b>令和5年度</b> 予算	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額
収入		収入	
運営費交付金	46,489	運営費交付金	<b>53,368</b>
自己収入	198,910	自己収入	<b>300,463</b>
授業料及び入学金検定料収入	16,251	授業料及び入学金検定料収入	16,251
附属病院収入	177,662	附属病院収入	<b>278,085</b>
雑収入	4,997	雑収入	<b>6,127</b>
施設整備費等補助金	11,956	施設整備費等補助金 <b>等</b>	<b>15,417</b>
長期借入金収入	9,000	長期借入金収入	<b>13,393</b>
受託研究収入等	16,925	受託研究収入等	<b>17,777</b>
目的積立金取崩等	321	目的積立金取崩等	321
計	283,601	計	<b>400,739</b>
支出		支出	
業務費	235,030	業務費	<b>341,899</b>
教育研究経費	11,652	教育研究経費	<b>11,997</b>
診療経費	107,646	診療経費	<b>161,392</b>
人件費	115,732	人件費	<b>168,510</b>
一般管理費	2,987	一般管理費	<b>4,150</b>
施設整備費	22,756	施設整備費	<b>28,371</b>
長期借入金償還金	4,659	長期借入金償還金	<b>5,779</b>
受託研究費等	16,925	受託研究費等	<b>17,777</b>
計	282,357	計	<b>397,976</b>
〔積算にあたっての基本的な考え方〕		〔積算にあたっての基本的な考え方〕	
1 平成29年度予算を前提として、6年間の予算を見積もっている。		1 <b>大学及び市立大学病院については、平成29年度予算を前提として、6年間の予算を見積もっている。</b>	
2 物価変動やベースアップについては見込んでいない。		2 <b>東部・西部医療センターについては、令和2年度予算を前提として、3年間の予算を見積もっている。</b>	
		3 物価変動やベースアップについては見込んでいない。	

〔運営費交付金の算定ルール〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の算定ルールに基づき、それぞれの対応する方法により算定される。

1 大学

$$\text{運営費交付金}=\text{①}+\text{②}-\text{③}$$

① 【人件費】

- ・教職員等の人件費（退職手当除く）  
平成30年度 教職員数の実績等を基に積算した見込額  
平成31年度～ 経費削減なし
- ・教職員等の退職手当  
定年退職見込及び普通退職の過去3年間の実績により積算

② 【教育研究経費】【一般管理費】

- ・教員等の研究費や学生の実習費、施設の維持管理費等  
平成30年度 教員数や学生数、維持管理費の実績等を基に積算した見込額  
平成31年度～ 経費削減なし
- ・上記以外の経費  
平成30年度～ 経費削減率：対前年度比△10%

③ 【自己収入】

- ・外部研究資金を除く収入  
授業料等学生納付金  
学生見込数により積算  
その他収入  
実績を基に積算した見込額

2 附属病院

$$\text{運営費交付金}=\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}$$

① 【人件費】

- ・教職員等の退職手当

〔運営費交付金の算定ルール〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の算定ルールに基づき、それぞれの対応する方法により算定される。

1 大学

$$\text{運営費交付金}=\text{①}+\text{②}-\text{③}$$

① 【人件費】

- ・教職員等の人件費（退職手当除く）  
平成30年度 教職員数の実績等を基に積算した見込額  
令和元年度～ 経費削減なし
- ・教職員等の退職手当  
定年退職見込及び普通退職の過去3年間の実績により積算

② 【教育研究経費】【一般管理費】

- ・教員等の研究費や学生の実習費、施設の維持管理費等  
平成30年度 教員数や学生数、維持管理費の実績等を基に積算した見込額  
令和元年度～ 経費削減なし
- ・上記以外の経費  
平成30年度～ 経費削減率：対前年度比△10%

③ 【自己収入】

- ・外部研究資金を除く収入  
授業料等学生納付金  
学生見込数により積算  
その他収入  
実績を基に積算した見込額

2 市立大学病院

$$\text{運営費交付金}=\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}$$

① 【人件費】

- ・教職員等の退職手当

定年退職見込及び普通退職の過去3年間の実績により積算

・ 共済追加費用

②【医療機器更新関係経費】

・ 医療機器リース料

平成29年度末時点においてリース契約中の名古屋市から承継した  
5,000千円以上の医療機器に係るリース料の2分の1

・ 医療機器更新に係る借入金の元利償還金

医療機器更新に係る借入金の元利償還金の2分の1

③【経営基盤安定経費】

医療機器更新に係る借入金の元利償還金の2分の1を上限に経営基  
盤の安定を図る費用

④【設備関連経費】

・ 設備維持補修費等

病院設備の更新及び修繕等

定年退職見込及び普通退職の過去3年間の実績により積算

・ 共済追加費用

②【医療機器更新関係経費】

・ 医療機器リース料

平成29年度末時点においてリース契約中の名古屋市から承継した  
5,000千円以上の医療機器に係るリース料の2分の1

・ 医療機器更新に係る借入金の元利償還金

医療機器更新に係る借入金の元利償還金の2分の1

③【経営基盤安定経費】

医療機器更新に係る借入金の元利償還金の2分の1を上限に経営基  
盤の安定を図る費用

④【設備関連経費】

・ 設備維持補修費等

病院設備の更新及び修繕等

**3 東部・西部医療センター**

**運営費交付金＝①－②**

**①【経営健全化・経営基盤強化経費】**

**地方公営企業法における経費の負担の原則に掲げられる経費**

**②【企業債償還額等】**

**令和2年度までに起債した企業債未償還残高にかかる毎年度の償還  
額のうち東部・西部医療センター負担分等**

注) 中期計画における運営費交付金は一定の仮定の下に試算されたものであり、  
各事業年度の運営費交付金については、市が予算編成過程において再計算し、  
決定される。

注) 中期計画における運営費交付金は一定の仮定の下に試算されたものであり、  
各事業年度の運営費交付金については、市が予算編成過程において再計算し、  
決定される。

## 2 収支計画

平成30年度～平成35年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	261,283
経常費用	261,283
業務費	242,394
教育研究経費	13,164
診療経費	102,634
受託研究費等	8,875
人件費	117,721
一般管理費	3,421
施設整備費	5
財務費用	79
減価償却費	15,384
臨時損失	0
収入の部	261,283
経常収益	261,283
運営費交付金収益	44,569
授業料等収益	16,767
附属病院収益	177,662
受託研究収益等	15,543
施設費収益	5
雑益	4,997
資産見返負債戻入	1,740
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益等	0
総利益	0

## 2 収支計画

平成30年度～令和5年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	374,355
経常費用	373,135
業務費	348,164
教育研究経費	13,509
診療経費	155,281
受託研究費等	8,875
人件費	170,499
一般管理費	4,584
施設整備費	5
財務費用	98
減価償却費	20,284
臨時損失	1,220
<b>施設整備費</b>	<b>1,220</b>
収入の部	376,227
経常収益	375,009
運営費交付金収益	51,195
授業料等収益	16,767
附属病院収益	278,085
受託研究収益等	15,543
施設費収益	5
雑益	8,348
資産見返負債戻入	5,066
臨時利益	1,218
<b>施設費収益</b>	<b>1,218</b>
純利益	1,872
目的積立金取崩益等	0
総利益	1,872

3 資金計画

平成30年度～平成35年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	282,357
業務活動による支出	251,776
投資活動による支出	25,922
財務活動による支出	4,659
資金収入	283,601
業務活動による収入	262,636
運営費交付金による収入	46,489
授業料及び入学金検定料収入	16,251
附属病院収入	177,662
受託研究収入等	16,925
その他の収入	4,988
目的積立金取崩等収入	321
投資活動による収入	11,956
財務活動による収入	9,009

VII 短期借入金の限度額

1 限度額  
15億円

2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  
なし

3 資金計画

平成30年度～令和5年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	397,976
業務活動による支出	360,011
投資活動による支出	32,186
財務活動による支出	5,779
資金収入	400,739
業務活動による収入	374,163
運営費交付金による収入	53,368
授業料及び入学金検定料収入	16,251
附属病院収入	278,085
受託研究収入等	17,777
その他の収入	8,361
目的積立金取崩等収入	321
投資活動による収入	13,174
財務活動による収入	13,402

VII 短期借入金の限度額

1 限度額  
30億円

2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  
なし

IX 剰余金の使途  
決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の更新</li> <li>校舎等のバリアフリー対応</li> <li>老朽化した施設の改修等</li> <li>施設の有効活用のための改修</li> <li>救命救急センター・災害拠点病院としての機能強化</li> <li>病院情報システムに係る機器等の更新</li> <li>医療機器の更新</li> </ul>	総額 22,756	運営費交付金 (1,800) 施設整備費等補助金 (11,956) 長期借入金収入 (9,000)

※1 救命救急センター・災害拠点病院としての機能強化については、調査費のみ見込んでおり、その結果に基づいて今後の方針が決定される。

※2 この計画は見込みであり、具体的な内容・財源等については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

※下線部は変更箇所を示す。

2 変更理由

令和3年4月に名古屋市立東部医療センター及び西部医療センターが名古屋市立大学の附属病院化されることに伴い、所要の変更を行う必要がある。また、中期計画に元号の記載があることから、併せて元号の変更を行う。

IX 剰余金の使途  
決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の更新</li> <li>校舎等のバリアフリー対応</li> <li>老朽化した施設の改修等</li> <li>施設の有効活用のための改修</li> <li>救命救急センター・災害拠点病院としての機能強化</li> <li>病院情報システムに係る機器等の更新</li> <li>医療機器の更新</li> <li><b>東部医療センター旧棟取り壊し等</b></li> </ul>	総額 <b>28,622</b>	運営費交付金 (2,055) 施設整備費等補助金 (13,174) 長期借入金収入 (13,393)

※1 救命救急センター・災害拠点病院としての機能強化については、**調査費のみ見込んでいる。**

※2 この計画は見込みであり、具体的な内容・財源等については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

### 3 参照条文

#### 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）抜すい

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 (略)

#### 公立大学名古屋市立大学の業務運営等に関する規則（平成 18 年名古屋市規則第 106 号）抜すい

(中期計画の作成及び変更に係る事項)

第五条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の最初の事業年度開始の日の 30 日前までに、市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第 26 条第 1 項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。